

入札説明書等に関する質問回答(第一回)(競争参加資格関係)

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	1)	a			
1	入札説明書	15	2	2	18				特別目的会社の設立	特別目的会社は新潟市内に設立との記載があるが、供用開始後は学生寮を事務所所在地とすることは可能か。	学生寮を所在地として登記することは原則としてできません。
2	入札説明書	18	2	3	3	(1)	7)		管理技術者・主任技術者	管理技術者、主任技術者は兼任可能でしょうか。	入札説明書2.3.3(1)7)に記載のとおり、管理技術者及び各主任技術者は原則としてそれぞれ1名であることとしています。ただし、管理技術者については、建築意匠分野に限り主任技術者を兼ねることができるものとし、「管理技術者については、建築意匠分野に限り主任技術者を兼ねることができる。」を追記します。また、同6)に記載の「同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。」については、「同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。」に改めます。なお、入札説明書の改定は10月14日の質問回答時に公表する予定です。 (修正前) 6) (略) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。 7) 記載を求める管理技術者及び各主任技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。 (修正後) 6) (略) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。 7) 記載を求める管理技術者及び各主任技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、管理技術者については、<u>建築意匠分野に限り主任技術者を兼ねることができる。また、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えない。</u>
3	様式集	4	2	3					様式2-4の「呼称」	様式2-4の「呼称」については、事業者の任意で設定してよろしいでしょうか。(設計企業A、建設企業B等)	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	該当箇所					質問事項	質問内容	回答
				節	項	(1)	1)	a			
4	様式集	4	2		3				企業名の表記	「様式6-1から様式7-12には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力企業の企業名等が特定できる表示は、一切付さないでください。」とありますが、正本・副本ともに様式2-4の呼称を使用し、企業名を伏せたものを提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集	4	2		4				提出書類の印刷方法	提出書類は、片面印刷でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	様式集	5	2		5	(7)			製本の仕方	「正本(製本1部)」とありますが、「製本」とはどのような完成イメージでしょうか。詳細をご教示願います。	製本の作成においては指定はございませんが、バインダー綴じ等をイメージしています。
7	様式集	5	2		5	(7)			提出方法	「郵送又は託送により提出」とありますが、直接持参による提出方法は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集	5	2		5	(7)			CD-Rのデータ	「PDFデータ(CD-Rに保存1式、2枚)」とありますが、提案書をWordで作成した場合、WordをPDF化したものを提出すればよく、Wordデータそのものは提出しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、CD-Rに保存するデータは、PDF・Excelデータのみになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	様式集	10	2	1					参加表明の委任状に関して	昨年度公募の際にあった入札参加表明書の応募者の欄に「印」が抜けているが今回は不要の認識で良いか。	ご理解のとおりです。
10	様式集	11	2	2					参加表明の委任状に関して	昨年度公募の際にあった競争参加資格確認申請書の応募者の欄に「印」が抜けているが今回は不要の認識で良いか。	ご理解のとおりです。
11	様式集	16	2	5					参加表明の委任状に関して	昨年度公募の際にあった委任状の代表企業・構成企業(協力企業)の「印」が抜けているが今回は不要の認識で良いか。	ご理解のとおりです。
12	様式集	16	2	5					参加表明の委任状に関して	委任状の各構成企業の印が必要な場合、各構成企業の捺印に時間を要するため、委任状を枝番で分けて各社ごと1枚ずつ捺印を分けて提出させて頂きたい。	捺印は不要です。
13	事業契約書(案)	3	1	1		(35)			定義	構成員の定義について、改めて確認をさせていただきたい。 SPCを設立する場合において、SPCから直接業務を受託しないが、SPCへ出資を行う者については構成員とは違った扱いで宜しかったか。 仮に上記企業を出資企業と定義する場合、参加資格確認申請書類の届出が貴学へ必要か。(構成員でも協力企業でもないため、届出は不要との理解で良いか)また、出資企業についてはとくに資格要件はないか。	ご理解のとおりです。 業務を受託せずにSPCに出資のみ行う企業は、出資企業として問題ありません。また、出資企業には構成員としての資格を必要としておらず、届け出も不要です。